

第14回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年8月26日（月） 午前10時00分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 9 議案第 6号 令和6年度岩手県農業委員会大会における要請事項（案）の決定について

日程第10 報告第 1号 第2回農政小委員会の報告について

日程第11 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第12 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 工藤 誠

北部地区担当 幅 和弥 以上2名

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和6年8月26日（月） 午前10時00分

佐々木事務局長 只今より第14回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては3番主濱学委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第14回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年7月26日から令和6年8月26日までの報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第13回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主査 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、自身が所有する農地に隣接する農地を買い受ける案件です。

以上、議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、熊谷喜彦農業委員、工藤誠推進委員、幅和弥推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を工藤推進委員にお願いします。

工藤推進委員 推進委員の工藤です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年8月19日に熊谷農業委員及び幅推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、以前は田として利用されていましたが、近年は自己保全管理を行っており、適正に管理されていることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対

する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は8ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、前回の総会において転用事業計画の変更についてご審議いただいた案件であり、先般、変更の承認を受けたことに基づく転用の申し出になります。申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は、概ね300メートル以内の範囲に小岩井駅があることから第3種農地と判断されると考えられ、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められるとされていることにより許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告につきましては、第13回総会議案第2号で報告済みですので省略します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 議案第3号について補足説明いたします。議案書は12ページ及び13ページをご覧ください。

整理番号1番は、実質的には貸借の更新案件となります。これまでの契約が今年4月末で終了しておりましたが、引き続き耕作を続けていることから、期間が空いたために新規という扱いで改めて契約するものです。

以上、整理番号1番については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化推進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきましては、全て農地として活用していることが確認できました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第4号について補足説明いたします。議案書は15ページ及び16ページをご覧ください。

整理番号1番は、耕作者の変更案件です。

以上、整理番号1番は、農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件は再配分に係る案件のため現地調査を省略しております。これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は18ページ及び19ページをご覧ください。
整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題ないものと考えられます。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を熊谷委員にお願いします。

熊谷委員 5番の熊谷です。それでは私の方から議案第5号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の申請地の位置は、鶯飼小学校から南東へ約380メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路及び水路を挟み農地、西側は道路を挟み宅地、南側は農地、北側は道路を挟み農地になっており、現地はほぼ全面に砂利が敷かれてから相当な時間が経過しているものと見られる様子が確認できました。
以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、令和6年度岩手県農業委員会大会における要請事項(案)の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

大村主査 それでは議案第6号、令和6年度岩手県農業委員会大会における要請事項(案)の決定についてを説明させていただきます。議案書は21ページから27ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 ここで関連がありますので、日程第10、報告第1号、第2回農政小委員会の報告について、農政小委員会高橋委員長より報告をお願いします。

高橋委員長 農政小委員会委員長の高橋です。それでは私の方から、第2回農政小委員会の顛末について報告いたします。議案書は29ページをご覧ください。

第2回農政小委員会は、8月19日に農政小委員会委員8名が出席し、令和6年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充実に関する要請事項について協議を行いました。

こちらは、事務局から説明がありましたように、事前の聴取により農業委員及び推進委員から提出を受け取りまとめた提案内容等から事務局が作成した要請事項案の草案を基に検討した結果、草案に修正を加えたものを本会による要請事項案として総会に提案することを決定しました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり要請することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。
よって、議案第6号は原案のとおり要請することに決定いたしました。

議長

日程第11、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書30ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第14回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年8月26日（月） 午前10時25分

議 長 _____

会議録署名人 3 番委員 _____

会議録署名人 4 番委員 _____

これは原本である。

令和6年8月26日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一